

私立学校法及び組合等登記令改正による登記事項の変更（例）

○ 法人の代表に関する寄附行為の定め

1. 理事長及び副理事長は、この法人の全ての業務について、この法人を代表する。
2. 常務理事は、〇県〇市〇町〇番地の従たる事務所の業務についてのみ、この法人を代表する。
3. 理事長、副理事長及び常務理事以外の理事は、この法人を代表しない。

（理事長：文部太郎、副理事長：科学次郎、常務理事：文部三郎とする。）

○ 改正前（理事全員を登記）

役員に関する事項	東京都千代田区〇〇番地 理事 文部太郎	平成16年 4月 1日就任 ----- 平成16年 4月12日登記
	東京都千代田区〇〇番地 理事 科学次郎	平成16年 4月 1日重任
⋮	⋮	⋮
	東京都千代田区〇〇番地 理事 文部五郎	平成16年 4月 1日重任 ----- 平成16年 4月12日登記

○ 改正後（理事長及び寄附行為で定めた代表権を有する理事を登記）

役員に関する事項	東京都千代田区〇〇番地 理事長 文部太郎	平成16年 4月 1日就任 ----- 平成16年 4月12日登記
	東京都千代田区〇〇番地 理事 科学次郎	平成16年 4月 1日重任
	東京都千代田区〇〇番地 理事 文部三郎	平成16年 4月 1日重任 ----- 平成16年 4月12日登記
	代表権の範囲 理事科学次郎はこの法人の全ての業務 についてこの法人を代表する。	平成 年 月 日
	代表権の範囲 理事文部三郎は〇県〇市〇町〇番地の 従たる事務所の業務についてのみこの 法人を代表する。	平成 年 月 日